中医協

診療報酬改定の方向性示す

SPTや在宅、チーム治療など6項目

2012年度診療報酬改定に向けて11月30日、中医協総会に「歯科診療報酬について」と題する資料が提出された。

主な検討項目は、①外来環を再診時にも加算する一方、初診時加算を引き下げる②障害者加算を通じた専門医とGPとの連携や対象疾患・状態の拡大③SPTの算定間隔を1カ月に統一④訪問診療の歯科衛生士の補助業務の評価、対象患者の要件や増加傾向にある訪問診療料2（380点）の考え方の整理⑤医管140点の対象疾患に周術期の患者やBP系製剤服用患者を加え、チーム医療を推進――など（表）。

歯科診療報酬についての今後の方向性について

高齢者等に対する安心で安全な歯科医療の提供について

○再診時に、一定の施設基準を満たした歯科医療機関で安心・安全な歯科医療を提供した場合の評価を検討してはどうか。ただし、その際は、財政影響も考慮しつつ、初診時の「歯科外来診療環境体制加算」を見直してはどうか。

障害者に対する歯科医療について

○専門性の高い医療機関への受け入れを評価した「障害者歯科医療連携加算」を活用し、患者の病態等に応じた、専門性の高い医療機関から一般の医療機関への受け入れに関する評価を検討してはどうか。
○歯科診療報酬上における「障害者」の表現を見直してはどうか。
○「障害者加算」の要件である、著しく歯科診療が困難な状態という基本的な考え方は堅持しつつ、まずは「これらに準ずる状態」で判断されている、症状の重い「認知症」の状態を明示してはどうか。

周術期の口腔ケア等、チーム医療の推進について

○先進的な取り組みを参考としつつ、以下の点に着目して検討してはどうか。
（1）病院と歯科医療機関における連携
・歯科治療総合医療管理料の対象疾患に周術期の患者を加え、医科医療機関と歯科医療機関の連携を評価してはどうか。
※BP系製剤服用患者も医管の対象にするか検討。
（2）歯科が併設されている病院の入院期間中の対応
・周術期の患者に対する歯科医師による口腔機能の包括的な管理に関する評価を検討してはどうか。

歯や口腔の機能を長期的に維持する技術等について

○歯周病の悪化・重症化リスクが極めて高い患者に対する歯周病安定期治療の間隔を歯周外科手術を実施した場合に合わせて短縮してはどうか。
○他の治療の評価も含め、歯周治療の一連の診療報酬の評価のバランスをどのように考えるか。

在宅歯科医療における課題と今後の方向性について（11／11資料）

○「歯科訪問診療料」の評価体系を見直すべきか。また対象者の要件についてどのように考えるか。
○一度に複数の患者に対して行う訪問歯科診療の評価についてどのように考えるか。
○在宅歯科医療における医療機関・介護の連携に関する評価についてどのように考えるか。
○「在宅療養支援歯科診療所」の評価についてどのように考えるか。
○訪問歯科診療を行う際の歯科衛生士の補助に関する評価が考えられるか。

歯科用語の平易化等について

○保険診療上の歯科用語や歯科診療報酬点数表の項目については、患者の視点や関係学会からの意見等を踏まえつつ引き続き見直しや簡素化を図ることとしては、どうか。

11月30日中医協総会資料から作表

税務調査の対応術③

税理士 清家 裕

カルテは見せられない

守秘義務から開示拒否を

税務調査が始まると、税務職員は「帳簿書類を見せてください」と先生に求める。帳簿書類とは先生が作成した窓口現金出納帳などの会計帳簿や、納品書、請求書、領収書など取引相手から受け取った証憑書類をいう。税務職員は申告書に記載された所得が、適正かどうかを帳簿書類で確認するのである。

また、税務職員が先生に「カルテを見せてください」と求めることがある。税務職員の求めに、「ハイどうぞ」と何でも応じなければならないと思っている先生がいる。しかし、カルテを不用意に見せていいのだろうか。

税務職員はカルテを「帳簿書類その他の物件」であるとして提示を求める。カルテには患者の氏名、住所、性別、年齢、病名、症状など、患者の秘密事項が記載されている。カルテは医師に対し「秘密保持義務」が課されたものである。したがって、厚生労働省は「カルテは、医療法第25条や裁判所の令状がある場合等、明確な根拠があるときのみ、他人に提出できる」と国会で答弁（1977年3月16日、衆議院大蔵委員会、厚生省医務局医事課長古賀章介氏）している。このことから、カルテは税務職員に見せる必要はないのである。

税務職員はカルテを無理に見なくても、カルテ以外の帳簿書類等で所得の確認はできる。税務署もカルテを巡ってのトラブルを避けるため、カルテ以外の帳簿書類等により所得の確認をするように税務職員を指導しているようである。カルテの提示に対しては、医師の「秘密保持義務」からきっぱり断ろう。

＊＊＊

なお、前回、前々回で紹介した国税通則法改悪法案は11月30日、国民・納税者の反対の声を押し切って成立した。この改悪法には帳簿書類その他の物件（コピー含む）の提示、提出を罰則付きで義務化した。しかし、カルテは従来通り見せる必要はなく、カルテに提示、提出義務は及ばないと考える。改悪法の適用時期は改悪項目によって定められている。

（つづく）

指導対策講習会

カルテの重要性を指摘

所見や検査結果の記載を

社保研究部

レセコンによるパターン化したカルテの問題を指摘する藤井佐都樹氏＝11月26日、M＆Dホール

社保研究部は11月26日、個別指導対策講習会をM＆Dホールで開き、55人が参加した。

講師の藤井佐都樹副部長は、近畿厚生局への情報開示請求で得た2010年度の指導実績を示し、個別指導の選定理由10項目の中で「患者などからの情報提供」が優先的に実施されていることを報告した。

同氏は「カルテは、先生の味方にも敵にもなる。日頃から遅滞なくカルテ記載するよう心掛けてほしい」と呼びかけ、カルテ記載の注意点を示した。

レセコンによるパターン化した算定や算定項目のみを列記したカルテは問題があり、所見や検査結果を十分記載することの重要性を指摘。また、カルテやレセプトで使用ができない略称を使っているケースが多い実態を述べ、注意を促した。

個別指導になった場合の「心得ておきたい10カ条」を案内。「行政側の指導を適正に行わせることの第一歩として、指導大綱の理解が重要で、録音や弁護士帯同の活用も有効である。通知が届けば、すぐ協会に相談してほしい」と呼びかけた。

核兵器廃絶めざし

医師・医学者の集い開く

「第22回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい」（同実行委員会主催）が11月5日、6日、埼玉県さいたま市内で開かれた。記念シンポジウム「放射線被ばくと医の倫理」、国会議員によるシンポジウム「一日も早い『核のない世界』実現をめざして」、分科会があり、アピール「この世界に核兵器も原発もいらない――核兵器禁止条約の制定で一日も早い『核兵器のない世界』を実現させよう！」を採択した。2日間で医師・歯科医師・医学生・市民ら402人が参加。協会から2人が参加した。

記念シンポジウムでは、被爆体験を持つ医師・肥田舜太郎氏が、核兵器は命のみでなく人権をも否定するものだと廃止を強く訴えた。

議員シンポジウムは、稲見哲男衆院議員（民主）、浜田昌良参院議員（公明）、井上哲士参院議員（共産）、阿部知子衆院議員（社民）、川田龍平参院議員（みんな）が参加、「非核三原則の法制化」など核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの実効化について、核軍縮・不拡散議員連盟への参加を広げることなどを討論した。

転職・就職活動をお手伝いします！！
歯科医師
歯科衛生士
ヒューマンリソース
ハーモニック
和田精密歯研㈱グループ
求職登録～就職まで すべて¥0
◎ホームページ http://harmonic-net.co.jp
◎e-mail info@harmonic-net.co.jp
◎フリーコール 0800-111-4510（イーしごと）
☞まずはお気軽にご相談下さい。（相談無料）
弊社では関西圏に登録医院300件以上の実績がございます。
信頼のおけるエージェントがあなたに合った歯科医院をお探し致します。
＼＼お申し込み～勤務まで／／
STEP1 弊社エージェントとの面談（求職本登録の完了）
ご希望をお伺いし、求人票を提示いたします。
STEP2 面接・見学（希望求人先とのマッチング）
エージェントが同行いたしますのでご安心下さい。
STEP3 体験アルバイト実施（ご希望の方を対象とします）
体験アルバイトについては、給与＋交通費が支給されます。
STEP4 採　用（ハーモニックからのご連絡）
不成立の場合は、新しい求人先をご紹介いたします。
〝クリック〟
ハーモニックネット　検索